

平成 2 9 年度
監 査 結 果 報 告 書
(後 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 15 号	1
----------	-------	---

教育委員会事務局 社会教育部

監報第 16 号	13
----------	-------	----

学校園（枚岡中学校、楠根中学校、
枚岡東小学校、楠根小学校、
枚岡幼稚園、石切幼稚園）

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

教育委員会事務局

社会教育部 社会教育課、青少年スポーツ室、文化財課、長瀬青少年センター、
長瀬青少年運動広場、荒本青少年センター、荒本青少年運動広場、
社会教育センター、青少年女性センター

2 監査の実施期間

平成30年1月12日から平成30年3月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

社会教育課

1 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

当課では、所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項に基づき許可申請書（以下「申請書」という。）により目的外使用許可を行っている。

また、電柱の設置使用料（以下「使用料」という。）については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可の起案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用料を決定されたい。

2 備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

3 後援名義使用承認について

当課では、教育的事業を行うものに対し教育委員会後援等承認事務取扱要綱に基づき、承認の事務を行っている。

また、当該事業が完了したときは、事業終了報告書その他必要な書類（以下「報告書等」という。）を教育委員会に提出しなければならないと規定されている。

ところで、当該事業完了後、長期にわたり、その提出がないものが見受けられた。

報告書等の早期提出を求め、適正な事務処理をされたい。

4 貸出図書について

貸出図書のうち、3 図書館 2 分室及び移動図書館を合わせた未返却本は、平成 30 年 2 月末現

在 4,674 冊となっている。

図書館の管理運営については、平成 28 年度より指定管理者制度を導入しており、未返却者に対しては、指定管理者による電話やはがきでの催促、一部利用制限、返却場所の増設などの対策を講じているが、依然として未返却本の解消には至っていない。

当課においては、周辺自治体の状況等を勘案し、利用条件の見直しを検討するなど、指定管理者と十分に連携し、未返却本の解消に努められたい。

青少年スポーツ室

1 スポーツ施設等の使用料の出納事務について

スポーツ施設情報システム（オーパス）により施設利用を申請した場合における使用料は、1 か月分を口座振替により、翌月に出納員名の預金口座に入金されている。出納員は、当該預金口座から出金して市へ払い込むこととなっており、口座振替できなかった場合は再度翌月に口座振替することとなっている。

ところで、口座振替が不能となった収入未済金が発生している。滞納一覧により管理はなされているが、後日、納付されるまで調定されないため、収入未済金として計上されていない。収入未済金として管理するよう検討されたい。

2 留守家庭児童育成事業補助金交付事務について

当室では、放課後等に保護者が家庭にいない児童を対象に、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的とした留守家庭児童育成クラブを運営している事業者に対し、留守家庭児童育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 変更交付申請書及び加算交付申請書の金額欄を、摩擦熱により無色となる消えるボールペンで記載しているものが見受けられた。

消えるボールペンは、修正の跡が残らず容易に改ざんすることが可能であり、また、環境により無色となるため、公文書の記載には適さない。

補助事業者に対し十分な周知を行い、適正な事務処理をされたい。

- (2) 補助金交付要綱において、補助金実績報告書に添付するものと規定されている領収証書の写し等の書類が未提出となっているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 提出された領収証書の写しに、あて名やただし書のないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 補助金交付事務について

経営企画部が作成した団体に対する補助制度運用基準において、実績報告への領収証書等（写し）の添付が義務付けられている。

当室では多数の補助金事業を行っているが、一部の事業において領収証書等（写し）の提出を求めているものが見受けられた。

透明性の高い補助制度とするために、領収証書等（写し）の提出を義務付けられたい。

4 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により、随意契約は同施行令第 167 条の 2 第 1 項各号において定める場合に限り行うことができるが、契約締結起案に該当条項や随意契約とする具体的な理由が記載されていないものが見受けられた。

随意契約は限られた場合に行うことができるものであり、起案には該当条項や具体的な理由について記載されたい。

- (2) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

5 公の施設の指定管理について

総合体育館及びスポーツホールについては、指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、協定書第 24 条第 1 項で、「清掃業務及び警備業務、電気機械設備等保守管理業務を除く総合体育館及びスポーツホールの管理業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得たときはこの限りでない。」と規定しているが、書面による市の承諾が行われていないにもかかわらず再委託が行われている。

適正な事務処理をされたい。

6 市民広場の管理運営について

当室では、市民の健康の増進と体位の向上を図るため、稲葉市民広場、石切市民広場、池島市民広場を設置し、管理運営を行っている。

当該市民広場の管理運営において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 一部の市民広場については、地元自治会に対し、市民広場条例（以下「条例」という。）及び同施行規則で定める申請可能期間以前に申請を受け、使用を許可している。

当該使用許可に係る事務処理は、条例等の規定に沿ったものではないにもかかわらず、起案決裁等による意思決定が行われていない。

条例等の規定に沿った事務処理ではないものであり、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁等による意思決定を行われたい。

- (2) 市民広場内の一部用地について、地元自治会から使用許可申請書の提出を受け、ゲートボールの実施を目的とした使用を許可している。

当該使用許可については、条例等に規定されたものではなく、例外の使用として起案決裁により意思決定を行っているが、起案書において、例外の使用として許可する理由や使用料を免除する理由は明確に記載されておらず、決裁も課長職の権限で行われている。

条例等に規定されていない使用許可であり、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行うとともに、より上位の決裁権者による意思決定を行われたい。

7 青少年の遊び場の設置事務について

当室では、青少年の健全育成及びスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、昭和54年9月1日に青少年の遊び場設置要綱（以下「要綱」という。）を制定し、その用地確保に努めている。

青少年の遊び場の設置にあたっては、土地所有者の厚意により空地の提供を受ける市と、土地所有者が土地使用貸借契約（以下「貸借契約」という。）を締結するとともに、設置希望者は運営委員会を組織し、その運営及び維持管理を行うこととされている。

また、青少年の遊び場が設置された土地の固定資産税及び都市計画税は、要綱において免除することとされている。

ところで、当該事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 貸借期間終了後、更新契約の締結を保留したまま、引き続き青少年の遊び場として使用され、固定資産税及び都市計画税が免除されているもの。
- (2) 行政委員会等補助職員専決規程では、不動産の借入に係る決裁については財務部長の合議を行うよう規定されているにもかかわらず、合議が行われていないもの。
- (3) 要綱及び貸借契約書では、運営委員会等に対し青少年の遊び場の使用状況や管理運営状況について報告を求める規定がなく、設置目的に沿った使用がなされていなかったもの。
- (4) 市と土地所有者の貸借契約締結起案の決裁日が、契約締結日以後となっているもの。
- (5) 貸借契約書第4条第2項では、市が契約更新を希望するときは、貸借期間満了の2か月前までに書面でその旨を申し入れるとしているものの、期限を越えて申入れを行っているもの。
- (6) 要綱第4条では、「青少年の遊び場にかかわる固定資産税・都市計画税は免除するものとする。」としているものの、貸借契約書第8条では、固定資産税の免除についてのみ規定しているもの。

文化財課

1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 契約書に、契約保証金に係る該当条項や免除理由が記載されていないものが見受けられた。
適正な事務処理をされたい。
- (2) 契約書に、暴力団の排除に関する条項が規定されていないものが見受けられた。
適正な事務処理をされたい。
- (3) 予定価格の公表については、財務部が作成した契約事務の手引きにおいて、公表する場合は事後公表が一般的であるが、事後公表では十分に透明性を確保できない場合などについては、事前公表とすることができるとされている。
ところで、当課では、入札に際して予定価格を事前に公表しているものの、起案に事前公表とする理由を記載していないものが見受けられた。
事前公表とする場合には、その必要性を十分明らかにしたうえで起案決裁を行われたい。

2 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

当課では、所管する土地への電柱設置について、財務規則第 149 条第 3 項に基づき許可申請書（以下「申請書」という。）により目的外使用許可を行っている。

また、電柱の設置使用料（以下「使用料」という。）については、行政財産使用料条例施行規則第 2 条第 6 項及び道路占用料徴収条例第 2 条の規定により電柱の種別ごとに算出している。

ところで、申請書にその算出の根拠となる電柱の種別の記載を求めておらず、使用許可の起案時に使用料の根拠を確認しないまま決定を行っている。

申請者に電柱の種別の記載を求め、使用許可時には算出根拠を明確にしたうえで、使用料を決定されたい。

3 郵便切手の管理について

当課では、郵便切手の管理においては、郵便発送簿（以下「発送簿」という。）を備え付けている。当該発送簿には切手使用枚数内訳などの記載があり、切手受払簿と兼ねられている。

ところで、監査時点で発送簿と切手の残枚数及び残額は一致していたものの、発送簿に記載の平成 29 年 12 月末の残枚数及び残額と、平成 30 年 1 月当初の残枚数及び残額が一致していなかった。

切手は持ち出しが容易であり、換金性の高いものであることから、現金と同様に慎重に取り扱う必要がある。定期的に切手の現物と発送簿を確認するなど、適正な管理をされたい。

長瀬青少年センター

備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

荒本青少年センター

1 資金前渡事務について

当センターの給食用食材については、保護者負担と公費で賄っており、当センターは公費負担分を資金前渡し、給食調理業務の委託業者に翌月支払っている。

当該資金前渡事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実際の支払日以前に精算が行われているもの。
- (2) 現金出納簿に記載の日付が誤っているもの。

2 契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき暴力団の排除に関する措置が必要であり、適正な事務処理をされたい。

3 公有財産の管理について

当センターが所管していた公有財産である土地の一部については、平成 18 年度に他部局へ移管している。

当該土地について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 財務規則第 140 条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められているが、記載事項の更新が行われていない。
台帳の整備を行い、適正な管理に努められたい。
- (2) 当該土地に設置されている電柱 2 本について、移管された後も当センターが行政財産目的外使用許可を行っている。
適正な事務処理をされたい。

荒本青少年運動広場

契約事務について

契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき暴力団の排除に関する措置が必要であり、適

正な事務処理をされたい。

社会教育センター

1 出納員事務について

当館長は、出納員としてコピー利用料を収納している。

ところで、当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 平成 29 年 3 月に収納したコピー利用料について、平成 28 年度歳入とすべきところを平成 29 年度歳入として払い込んでいるもの。
- (2) 領収証書（控え）に押印された領収印の日付が訂正されているものや、不鮮明なもの。

2 公民分館運營業務委託契約について

生涯学習の一環として、市民の社会教育活動の振興を図るため、社会教育センター条例に基づき当センター及び 30 館の公民分館が設置されている。各公民分館には同施行規則に基づき運営委員会が置かれ、市は施設の維持、清掃、公民分館活動の実施、利用に係る受付業務を運営委員会に委託している。

ところで、当該委託契約に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 一部の公民分館では年度中に耐震補強工事が行われていたものの、全ての公民分館に対し同額の委託料が支払われていた。また、契約締結時に提出された業務計画書において、耐震補強工事期間中に公民分館を使用した行事が記載された事例が見受けられるなど、事前チェックの形骸化が疑われる。

業務計画書を精査するとともに、委託料が業務計画に見合ったものとなっているかどうか検討されたい。

- (2) 契約書において、社会教育センター条例及び同施行規則によるべきところ、平成 27 年 10 月 1 日に既に廃止された、公民館条例及び同施行規則を委託業務の根拠として記載しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

3 公の施設の指定管理について

市立野外活動センター（以下「センター」という。）については、指定管理者が市との協定に基づき管理運営しており、センターの使用料については、指定管理者と徴収委託契約を締結している。

ところで、指定管理者が携行すべき徴収委託証明書を、指定管理者に送付せず保管していた。適正な事務処理をされたい。

4 備品管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、公用自動車等廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象学校園

枚岡中学校、楠根中学校、
枚岡東小学校、楠根小学校、
枚岡幼稚園、石切幼稚園

2 監査の実施期間

平成30年1月22日から平成30年3月26日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成29年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成29年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制、②契約事務、③財産管理の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、各学校園において学校長、幼稚園長及び関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

1 出納員事務について（学校教育推進室所管）

幼稚園長は、出納員として預かり保育料の収納事務を所管している。

当該出納員事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 当園では、当該収納状況について、預かり保育を利用する園児ごとの月別利用券購入明細を作成し管理を行っているものの、財務規則第 206 条の 7 において出納員が備え付けなければならないと規定されている現金出納簿が備え付けられていないもの。

(石切幼稚園)

- (2) 預かり保育料の領収証書（園控え）に押印された領収印の日付が訂正されているもの。

(石切幼稚園)

2 学校園教育活動支援事業について（学校教育推進室所管）

学校園における教育活動を支援し、教育力を総合的に高めるため実施する学校園教育活動支援事業に関し、市は学校園長が会長を務める研究会と委託契約を締結している。

ところで、当該学校園教育活動支援事業に係る事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 委託料の学校園への入金後に、費用を立て替えて支出しているもの。

(枚岡中学校、楠根小学校、枚岡幼稚園)

- (2) 収支決算書とともに、経費の支出を明らかにする領収証書等の写しを教育委員会に提出することとなっているが、その領収証書が保管されていないもの。

(枚岡中学校)

3 預金通帳の繰越金について（教職員課所管）

学校園においては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の受払口座として預金通帳を保管管理している。

ところで、預金利息に係るもののほか以前からの繰越金が預金通帳に残っているものが見受けられた。

適正な整理が必要と考えられることから、その整理方法について検討されたい。

(楠根中学校)

4 消防施設の整備について（施設整備課所管）

学校園の消防施設については、定期的に消防署の立入り検査を受けている。

ところで、平成 29 年 8 月に行われた立入り検査において、不良、不備の指摘を受けた消防設備について、整備が行われていないものが見受けられた。

子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防施設の早期整備に取り組まれない。

（楠根中学校）

5 学校園における備品管理について（施設整備課所管）

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。

ところで、廃棄済みの備品について、備品管理システムに登録されているものが見受けられた。

現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。（枚岡中学校、枚岡幼稚園）